

ほうふしす
防府市に住んでいる

がいこくじん
外国人のための

せいかつじょうほう
生活情報

にほんごばん
『やさしい日本語版』

ほうふし
防府市

防府市に住んでいる外国人のために

この冊子（パンフレット）は、防府市に住んでいる外国人に生活上の情報を提供するものです。

1. 外国人住民の登録手続 ページ番号 1

新しい在留管理制度が始まったことにより、「在留カード」が発行されます。

2. 健康保険・年金 ページ番号 3

3. 緊急の場合（急いで助けが必要な場合） ページ番号 4

4. 日常生活 ページ番号 7

- (1) 医療 ページ番号 8
- (2) 公共施設、サービス ページ番号 9
- (3) 交通 ページ番号 10
- (4) 免許証 ページ番号 11
- (5) 公益事業（生活に必要な事業） ページ番号 12
- (6) 銀行 ページ番号 13
- (7) 郵便 ページ番号 14
- (8) 印鑑・はんこ ページ番号 15
- (9) 日本語教室 ページ番号 16
- (10) ごみの分け方・出し方 ページ番号 17
- (11) 問合せ ページ番号 22

がいこくじんじゅうみん とろくてつづき
1. 外国人住民の登録手続

ほうふし す がいこくじん ちゅうちようき げつじょう ざいりゅうしゃ とち とど す ひと
防府市に住んでいる外国人「中長期（3か月以上）在留者（しばらくある土地に留まって住む人）」
のみなさんへ

2012年7月9日から、新しい在留管理制度が始まったことにより、外国人登録制度は、なくなり「在留カード」（日本に長くいる外国人が持つ身分証明のカード）が発行されています。

URL : <http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyukanri/whatzairyu.html>

「在留カードに関する手続について」

(1) 「在留カード」の発行

対象

3か月を超える在留期間の在留する資格をもって日本にしばらく留まって住む人に交付されます。

交付（発行）場所

地方出入国在留管理局（国に出たり入ったりするための手続をする場所）

（成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港、新千歳空港、広島空港及び福岡空港では2012年

7月9日以降新たに中長期在留者にあたる在留資格で入国したときに交付します。ただし、それ以外の出入国港では、入国後に市区町村に届け出た住居地（住んでいるところ）宛てに簡易書留で郵送されます。）

(2) 住民票（正式な住所の書かれている紙）の作成

対象

在留カード又は特別永住者（戦争の前から日本に住んでいる人）の証明書の発行対象となる人は、日本人と同じように住民票が作成されます。

外国人住民として住んでいる市区町村で、住所（住んでいるところ）の登録の手続きを行ってください。

(3) 変更届

住所変更の手続きは、防府市役所市民課（4号館1階 電話：(0835) 25-2162）で行ってください。

・他市町村からの転入（防府市に引っ越してきた場合）

※今まで住んでいたところの役所で「転出届」の手続きが必要です。

・市内の転居（防府市内で引っ越した場合）

※市民課で転居の手続きをしてください。

・市外への転出（防府市から引っ越していった場合）

※転出証明書（防府市から引っ越したことを証明する書類）の交付を受ける必要があります。

住所変更以外の変更手続き（氏名、国籍（特定の国の構成員であるための資格）変更、資格変更など）は、地方出入国在留管理局で行ってください。

(4) 在留カード再交付

□在留カードを失くした場合は、再交付（もう一度発行してもらう）の手続きが必要です。
（失くしたことを知ってから14日以内）

- ・警察署に届出してから手続きをしてください。
- ・手続き場所：最寄の地方出入国在留管理局で手続きをしてください。
- ・必要書類：最寄の地方出入国在留管理局へ問い合わせください。

(5) 在留カード返納

帰国する（日本ででの生活を終える）場合は、在留カードを返さなければなりません。（空港・港で）

「特別永住者証明書に関する手続きについて」

- ・対象：特別永住者の人
- ・受付窓口：防府市役所市民課 住所：山口県防府市寿町7番1号 4号館1階
電話：(0835) 25-2162
- ・特別永住者証明書の申請・変更・更新などに必要なもの：
 - ① パスポート
 - ② 現在所有している特別永住者証明書または、一定期間みなされる外国人登録証明書
 - ③ 写真一枚（申請時点で16歳に達していない人は不要です。）

□広島出入国在留管理局

住所：〒730-0012 広島市中区上八丁堀2-31
広島法務総合庁舎内
電話：(082) 221-4412

□広島出入国在留管理局周南出張所

住所：〒745-0045 周南市徳山港町6-35
徳山港湾合同庁舎 2階
電話：(0834) 21-1329

□広島出入国在留管理局下関出張所

住所：〒750-0066 下関市東大和町1-7-1
下関港湾合同庁舎 3階
電話：(083) 261-1211

□外国語による相談窓口：外国人在留総合インフォメーションセンター（出入国在留管理庁）
電話：(0570) 013-904

（IP, PHS, 海外：(03) 5796-7112）

2. 健康保険・年金

(1) 医療保険 (病気やけがをしたときの必要なお金を助ける決まり)

本人と家族は3割の自己負担で治療が受けられます。

なお、学校に入学する前の子どもは2割、70歳以上の人は1割～3割の自己負担となります。

① 健康保険 (社会保険)

- ・対象：働くことができる在留資格を持って会社などで働く人
- ・手続：会社が手続きをします。
- ・保険料：源泉徴収 (毎月の給料から引いて、会社が払います) (50%は会社が負担します)

② 国民健康保険

- ・対象：職場の健康保険に加入しない人で、住民基本台帳に記載のある人
- ・手続：市役所に行って自分で手続きをしてください。
- ・保険料：全額自分で払う必要があります。(保険年金課で所得などに応じて決定します。)
- ・問合せ：防府市役所保険年金課 (4号館1階8番窓口) 電話 (0835) 25-2317

※ 保険証 健康保険に加入していることを証明する紙

- ・健康保険 (社会保険) あるいは、国民健康保険に加入すれば保険証が交付されます。
- ・診療を受けるときは、病院の受付で保険証を出してください。
- ・住所を変更したときは、届出が必要です。
- ・他の市町村に引っ越ししたり、帰国する場合は、国民健康保険に加入している人は、住んでいる市町村の窓口で保険証を返してください。

(2) 年金 (年をとったらもらえるお金)

① 国民年金

- ・対象：職場で厚生年金に加入しない人で住民基本台帳に記載のある20歳以上60歳未満の人
- ・手続：市役所に行って自分で手続きをしてください。
- ・保険料：全額自分で払う必要があります。(前の年の所得によって保険料が少なくなる制度があります)
- ・支給：基礎年金
- ・脱退一時金：日本で6か月以上年金保険料を納めた人は帰国後2年以内に手続きすれば、脱退一時金が支給されます。詳しくは [日本年金機構ホームページ](http://www.nenkin.go.jp/) を見てください。

URL : <http://www.nenkin.go.jp/>

② 厚生年金

- ・対象：働くことができる在留資格を持ち会社などで働く人
- ・手続：会社が手続きをします。
- ・保険料：源泉徴収 (給料天引き) (50%は会社が負担します)
- ・支給：基礎年金+厚生年金
- ・脱退一時金 (やめた時にももらえるお金)：国民年金と同じです。

3. 緊急の場合（急いで助けが必要な場合）

災害（人や建物に被害を与えるもの）や事故等にあった場合や、けがや病気になった場合のお知らせです。

(1) 火事・救急（けが・急病）（電話：119）

- ・火事（建物などが焼ける）の時
すぐに近所の人に「火事だ!」と知らせ、「119」に電話をかけて消防車を呼びます。
- ・けが・急病の時
急な病気やけがで急いで手当てが必要なときは、「119」に電話をかけて、救急車（病気やけがになった人を運ぶ車）を呼びます。
軽いけがの場合は自分で病院へ行きましょう。
- ・住宅用火災警報器（火事を知らせる装置）は設置が義務付けられています。
 - ・2階建ての家では、階段、2階寝室につけます。
 - ・消火器販売店、電気店、ホームセンターなどで買うことができます。（消防署では売っていません）

問合せ 防府市消防本部予防課 電話：(0835)23-9902

(2) 事故・盗難（電話：110）

- ・交通事故や犯罪被害にあったときは、「110」に電話します。
- ・交通事故でけが人が出た場合は、「110」にあわせて、「119」に電話して救急車を呼びます。

(3) 落とし物をしたとき・落とし物を拾ったとき

- ・市内には、「交番」と呼ばれる警察官の派出所（詰めている所）が地区ごとにあります。
- ・警察署か、近くの交番に届け出ましょう。

※緊急電話番号リスト

110（警察）盗難、犯罪、交通事故など（無料）

○いつ、どこで、何が起きたか話します。

○自分の名前、住所、電話番号を言います。

119（消防署）火事、救急（急病、大けが）など（無料）

○「火事ですか、救急ですか」と、聞かれたらどちらか答えます。

○いつ、どこで、何が起きたか話します。

○自分の名前、住所、電話番号を言います。

(4) 地震

地面が広い範囲で揺れ、怪我をしたり建物が壊れたりすることがあります。地震はいつどこで起こるかわかりません。

地震が起こったとき

・家の中にいるとき

- 丈夫なテーブルや机の下に入って、自分の体を守る（特に頭を守る）。
- 揺れがおさまってから、火事が起こらないようにガスコンロの火などを消す。
- ドアがゆがんで開かなくなることがあるので、ドアや窓を開けて出口を作る。

・外にいるとき

- ブロック塀、電柱、自動販売機、建物のそばから離れる。

・車の中にいるとき

- 揺れを感じたら、少しずつスピードを落としながら道路の左側に車を停める。
- 揺れがおさまるまでは車の外に出ない。
- 避難する（逃げる）ときは車の鍵をつけたままにして、エンジンを切って歩いて避難する（逃げる）。

・公共交通機関（電車・バスなど）に乗っているとき

- つり革や手すりにしっかりとつかまる。
- 落ち着いて電車やバスの人を言うことを聞く。

・公共施設（スーパーなど）にいるとき

- 落ち着いてお店の人の言うことを聞く。
- 避難する（逃げる）ための道を確認して避難する（逃げる）。

(5) 大雨（たくさん雨が降る）・洪水（水が増えて水があふれる）・土砂災害

大雨・洪水のときは、長い間雨が降ったり、短い時間にたくさん雨が降って、川の水があふれたり堤防が壊れたりして、道路や家が水に浸かることがあります。春から夏に変わる「梅雨」の時期に大雨が降ることが多いです。

土砂災害のときは、雨がたくさん降って土の中に水がしみ込んだりして、山や崖のたくさん土や石が川のように流れる災害が起こることがあります。

・大雨・洪水・土砂災害のとき

- 川の近くには行かない。
- 溝やマンホールなどから水が溢れているときは、安全な場所（避難所など）へ避難する。
- すでに外が膝の上まで水に浸かっていたら、2階以上に上がる。
- 大雨で山が崩れることがあるので、崖から遠い部屋に行く。

(6) 台風・高潮

台風は、強い風とたくさん雨を降らせる雨のかたまりです。日本の南の暖かい海で発生した雨の雲の渦が大きくなったものです。台風は特に夏から、秋（8月～10月）にかけて多く来ます。とても強い風が吹いたり、たくさん雨が降ったりします。

高潮は、海の表面の高さがいつもより高くなるものです。台風ときには、海の表面が高くなって、普段は波が来ないところまで波が来て、建物や道路が水に浸かることがあります。

・台風・高潮のとき

台風が来る前

- テレビ、ラジオ、インターネットなどで最新の情報を調べる。
- 窓や雨戸をしっかりと閉めて、窓ガラスが割れて飛び散らないようにフィルムを貼る。
- 風で飛ばないように、外にあるものを家の中に入れる。
- 家が水に浸かるかもしれない時は、服や布団などを2階に持っていく。
- 水が使えるなくなるかもしれないので、飲むための水を準備したり、お風呂に水を入れたりして生活するための水を確保する。
- 電気が使えるなくなるかもしれないので、ろうそくや懐中電灯、乾電池の準備をしておく。
- 避難する（逃げる）時に持っていくものなどを準備しておく。
- 避難する場所を調べておく。

台風が来たら

- 安全な建物の中で電気が水が使えなくなった時や、避難する（逃げる）時に備える（必要がないのに外に出ない）。
- 川や海の近くに行かない。
- たくさん雨が降って家や建物が水に浸かることがあることに気をつける。
- 溝やマンホールから水が溢れているときは、安全な場所（避難所など）に避難する（逃げる）。
- すでに外が膝の上まで水に浸かっていたら、2階以上に上がる。
- 大雨で山が崩れることがあるので、崖から遠い部屋に行く。

(7) 災害時の避難場所（逃げる所）

避難場所は、市内全域にあります。

自分の住んでいる地域の避難場所をあらかじめ確認しておきましょう。

次の説明は、避難所の一覧表を見るときに注意点（気をつける点）です。

- ◇ 早期に自主避難される場合は、自主避難と表示している公民館や福祉センター・小学校を利用してください。
- ◇ 自主避難の場合は、場所のみの提供となります。必需品（食糧、毛布等）を持ってきてください。
- ◇ 自主避難場所以外の避難所は、市が災害対策本部を設置し、本部の判断で開設する避難所です。

※ 指定避難所一覧表を見るときは、下のホームページアドレスから見てください。

URL : <http://www.city.hofu.yamaguchi.jp/soshiki/2/hinanjo.html>

4. 日常生活

医療やサービス等生活全般に関するお知らせです。

(1) 医療

医療機関（病院など、病気になったりけがをしたときに診療してもらう所）の利用方法について説明しています。

(2) 公共施設、サービス

図書館、スポーツ施設等の利用方法について説明しています。

(3) 交通

新幹線の駅、空港への行き方です。

(4) 免許証

外国の方が、日本国内で自動車を運転するときについて説明しています。

(5) 公益事業（生活に必要な事業）

水道、電気、ガス会社の連絡先です。

(6) 銀行

銀行の利用方法について説明しています。

(7) 郵便

郵便局の利用方法について説明しています。

(8) 印鑑・はんこ

日本での生活には、印鑑が必要です。

(9) 日本語教室

外国人のための日本語教室の案内です。

(10) ごみの分け方・出し方

家庭から出るごみの分け方・出し方を説明しています。

(11) 問合せ

- ・防府市国際交流室
- ・やまぐち外国人総合相談センター
- ・山口県国際交流協会

4. - (1) 医療

医療機関の利用に関するお知らせです。

- (1) 医療機関（病院など、病気になったり、けがをしたときに診療を受ける所）の利用について
 - ・ 診療を受けるときには、保険証を持って行きます。病院の受付で出してください。
 - ・ 診療時間は各病院によって異なります。確認してください。
 - ・ 日本語ができない場合は、通訳を連れて行ってください。
- (2) 休日や夜間の場合は、市内の医療機関が当番制で診察しています。当番病院は市広報に記載されています。
- (3) 病院検索（山口県の英語対応可能な病院）
やまぐち医療情報ネット

URL : <https://www.qq.pref.yamaguchi.lg.jp/qq35/WP000/RP000001BL.do>

4. - (2) 公共施設、サービス

図書館、スポーツ施設、文化施設等を積極的に利用して楽しく過ごしましょう。

(1) 防府図書館 電話 (0835) 22-0780 ルルサス防府3階

- ①無料で本、雑誌、紙芝居、CD、カセットテープを借りることができます。初めに在留カードまたは、外国人登録証明書など住所の確認できるものを見せて、利用者カードを作ります。
- ②本、雑誌、紙芝居は10冊まで、CD、カセットテープは2点まで、合わせて12点まで、2週間借りることができます。
- ③開館時間 (利用できる時間)
月曜日・水曜日～金曜日 午前9時30分～午後7時
土曜日・日曜日・祝日 午前9時30分～午後5時30分
- ④休館日 (利用できない日)
火曜日、年末年始、月例整理日 (毎月第1木曜日)、蔵書点検期間 (本の整理をする時間)
詳しいことは図書館カレンダーを見てください。

(2) 防府市スポーツセンター (麒麟レモンスタジアム)

体育館「ソルトアリーナ防府」、陸上競技場、市民プールなどを安く利用できます。利用するときは予約を必要とする場合があります。市広報を見てください。

【連絡先】

防府市スポーツセンター (麒麟レモンスタジアム)

アシックス・ピークルーエッセ・羽嶋松翠園・日本水泳振興会 共同体

住所：防府市大字浜方174-1

電話：(0835) 27-2000

(3) 防府市文化福祉会館 電話 (0835) 23-1500 及び 各地区公民館

- ①その地域の住民が集会やサークル活動などをするとき安く利用できます。
- ②部屋を借りるためには予約が必要です。
- ③日本文化などの講座や趣味のサークル活動などが行われています。(参加料金がが必要な場合もあります。)

4. - (3) 交通こうつう

東京・大阪・広島・福岡からJRを利用して防府市に来るとき

東京（東京都） — 防府

経由	手段	所要時間
東京駅 — 新山口駅	新幹線（のぞみ）	約4時間40分
新山口駅 — 防府駅	山陽本線（電車）	約15分

新大阪（大阪府） — 防府

経由	手段	所要時間
新大阪駅 — 新山口駅	新幹線（のぞみ）	約2時間
新山口駅 — 防府駅	山陽本線（電車）	約15分

広島（広島県） — 防府

経由	手段	所要時間
広島駅 — 徳山駅	新幹線	約30分
徳山駅 — 防府	山陽本線（電車）	約30分

博多（福岡県） — 防府

経由	手段	所要時間
博多駅 — 新山口駅	新幹線（のぞみ）	約40分
新山口駅 — 防府駅	山陽本線（電車）	約15分

4. - (4) 免許証

(1) 外国の運転免許証をお持ちの方が、日本国内で運転するためには、下記のいずれかの免許証を持っている必要があります。

- ・ 道路交通に関する条約（ジュネーブ条約）で決められている国際運転免許証
- ・ 特定の外国運転免許証（スイス、ドイツ、フランス、イタリア、ベルギー、台湾）
- ・ 日本の運転免許証

(2) 日本の運転免許証に切り替える・日本の免許証を取る場合

他の国の免許証を日本の免許証に変えたり、日本で免許を取る場合は、下に書いている山口県総合交通センターにお問い合わせてください。

(3) 問合せ

山口県総合交通センター

住所：山口市小郡下郷3560-2

電話：083-973-2900

4. - (5) 公益事業（生活に必要な事業）

水道・下水道、電気、ガス会社の連絡先です。

- (1) 水道・下水道：使用や中止の申込み、料金などの問い合わせは、上下水道局お客様センター
電話 (0835) 23-2511 に連絡してください。
- (2) 電気：申込み、停電（電気が使えないとき）の問い合わせは、中国電力に連絡してください。
 - ・引越しなどで電気を使う、止めるときの申込み
中国電力（山口統括セールスセンター） 電話 0120-612-530
 - ・停電の問い合わせ
中国電力ネットワーク（山口ネットワークセンター） 電話 0120-612-570
- (3) ガス：申込み、ガス漏れ、その他問い合わせは、都市ガスの場合は、山口合同ガス防府支店
電話 (0835) 22-0026、プロパンガスの場合は、各家庭のプロパンガス会社に連絡してください。

4. - (6) 銀行

銀行の利用方法について説明しています。

(1) 口座開設 (お金を預けたり、引き出したりするもの)

- ・口座開設に必要なものは、身分を証明できるもの (パスポート、運転免許証など) と、日本での住所 (住んでいるところ) を証明できるもの (外国人登録証明書または在留カード) と、印鑑が必要です。((8) を見てください。)
 - ・開設すると、その口座のお金の出し入れを記録する通帳がもらえます。
 - ・口座開設の際に、電気・ガス・水道・電話などの料金を「口座振替 (使ったお金を銀行から自動で支払うこと)」で支払う手続きをしておくとお便利です。
 - ・キャッシュカードも作っておくと便利です。
- 窓口営業時間外や休日などでもATM (通帳やキャッシュカードで利用者の操作により、現金を預けたり引き出したりできる機械) で、お金の出し入れができます。4桁の暗証番号 (自分だけにわかる数字) を届け出ておきます。

(2) 営業時間 (利用できる時間)

- ・銀行窓口の営業時間は、ほとんどが平日の午前9時~午後3時です。

(3) ATM (銀行以外にも、スーパーや市役所などにも設置されています。)

- ・利用する銀行、曜日、時間帯により手数料がかかる場合があります。

(4) 海外送金

送金にかかる時間は、送金方法や利用する銀行によって異なります。

- ・送金小切手 銀行発行の小切手を宛て先の住所に送ります。
- ・郵便送金 宛て先の口座に送金します。
- ・電信送金 郵便送金より早く送金することができます。

4. - (7) 郵便

郵便に関することは、すべて郵便局が取り扱っています。「〒」がシンボルマークです。

(1) 営業時間 (利用できる時間)

平日 (月～金) の午前9時～午後5時です。

郵便局で扱う貯金・保険については、平日 (月～金) の午前9時～午後4時です。

一部の郵便局については、営業時間が異なる場合もあります。

※郵便局で開いている時間が違うことがあります。

確認しておきましょう。

(2) 国際郵便の種類

- ・書類
- ・手紙
- ・はがき、グリーティングカード
- ・荷物 (小包)
- ・印刷物 (雑誌、本)

(3) 郵送の種類

- ・航空便
- ・船便
- ・エコノミー航空 (SAL) 便 (料金は航空便より安く、船便より早く届きます。)
- ・EMS (書類や30kgまでの荷物を最も早く送ることができます。)

(4) 国際送金

- ・住所あて送金 (外国の住所あてに書留や保険付で送る。)
- ・口座間送金 (外国の受取人の振替口座または銀行口座へ入金する。)

(5) 転居・転送サービス

住所が変わったときには、郵便局へ「転居届」を出してください。一年間は前の住所あての郵便物を新しい住所に配達してもらえます。

4. - (8) 印鑑・はんこ

日本での生活には印鑑が必要ひつようです。

日本では、銀行の口座の開設かいせつ、(銀行や郵便局で)お金を出すだとき、自動車の購入などの時に印鑑を使うことが多いです。

4. - (9) ^{にほんごきょうしつ}日本語教室

(1) ボランティア^{にほんごきょうしつ}日本語教室

ボランティアグループ「わをん」が、^{ほうふしぶんかふくしかいかん}防府市文化福祉会館で^{まいしゅうかようび}毎週火曜日^{ごご}午後7時～^{ごご}午後9時、^{にほんご}日本語^{きょうしつ}教室を開いています。

^{れんらくさき}連絡先：^{ふじもとゆみこ}藤本由美子さん（^{でんわ}電話 090-9062-3604）

(2) ^{やまぐちけんない}山口県内の^{にほんごきょうしつ}日本語教室

^{ほうふしがい}防府市以外の^{にほんごきょうしつ}日本語教室について知りたいときは、^{やまぐちけんこくさいこうりゅうきょうかい}山口県国際交流協会に^{れんらく}連絡してください。

^{こうざい}(公財) ^{やまぐちけんこくさいこうりゅうきょうかい}山口県国際交流協会

^{ゆうびん}郵便：〒753-0814

^{じゅうしょ}住所：^{やまぐちしみず}山口市水の上町1番7号

^{みず}水の上庁舎3F

^{でんわ}電話：(083) 925-7353

E-mail : yiea.info@yiea.or.jp

4. - (10) ごみの分け方・出し方

各地域で決められた曜日、時間、場所に出しましょう。

月1回の資源ごみ・危険ごみ・燃やせないごみの出せる日や時間は、各自治会で違います。

各自治会で決められたルールに従ってください。

祝日、休日、年末年始で収集を行う日は、家庭ごみ分別収集カレンダーを確認してください。

※外国語版「ごみの分け方・出し方」

URL: <http://www.city.hofu.yamaguchi.jp/soshiki/16/gaikokugoban.html>

(1) 「燃やせるごみ集積場所」に出せるごみ

① 燃やせるごみ(可燃ごみ) 【週2回】

- ・収集は月曜日・木曜日の地域と、火曜日・金曜日の地域があります。
- ・収集日の午前8時30分までに出してください。
- ・防府市指定ごみ袋に入れ、袋の口をしっかりと結んで出してください。指定ごみ袋以外で出された袋は、収集しません。
- ・防府市指定ごみ袋は、市内のスーパー等販売店で購入できます。
(特大(45ℓ) 13円/枚、大(28ℓ) 12円/枚、小(17ℓ) 9円/枚)
- ・【注意】農薬は絶対に入れないでください。
- ・対象になるもの(例) 大きいもの・長いものは、一辺50cm以内に切ってください。

台所ごみ	生ごみ(水気をよく切ってください)。 食用油(紙や布に染み込ませるか、固形剤で固めてください。)
紙類	汚れがとれない紙、リサイクルできない紙 紙おむつ(汚物は取り除いてください)。 ■新聞、雑誌は資源ごみ(古紙類)に出しましょう。
革・ゴム製品	ホースやロープは、長さ50cm以内に切ってください。
プラスチック製品	タッパー容器、CD・DVD、CD・DVDケース、バケツなど おもちゃ(電気・電池で動くおもちゃは「燃やせないごみ」へ)。 ブルーシート(一辺50cm以内に切ってください。※)
草・板・木	草(土は落としてください)。 板(厚さ5cm以内、一辺50cm以内) 剪定木(太さ10cm以内、長さ50cm以内)
布類	衣類 カーペット(一辺50cm以内に切ってください。※)

※ブルーシートやカーペットなどは、クリーンセンターへ直接持ち込む場合は、切らずに、粗大ごみとして出すことができます。

※衣類・布類は、クリーンセンターへの持ち込みにもご協力ください。(資源ごみとして分別回収します。)

② プラスチック製容器包装 【週1回】

- ・収集日の午前8時30分までに出してください。
- ・商品を入れたもの(容器)や包んだもの(包装)のうち、ペットボトル以外のプラスチック製のものが対象になります。

このマークが目印です→



- ・中身を使い切って汚れを落とし、水気を切ってから出してください。
- ・プラスチックでできた商品そのものや、汚れがとれないものは、「燃やせるごみ」へ出してください。
- ・45ℓ以内の無色透明袋に入れ、袋の口をしっかりと結んで出してください。
- ・小さい袋に入れたものを、それらをまとめて大きな袋に入れないでください。(二重袋の禁止)
- ・対象になるもの(例)

ボトル、カップ・パック、袋、トレイ、フィルム、ネット、薬の容器、緩衝材(発泡スチロール、気泡シート)、ラベル、ふた

(2)「資源ごみ・危険ごみ集積場所」に出せるごみ

(2-1) 資源ごみ(プラスチック製容器包装を除く) 【月1回】

① 紙製容器包装

- ・商品を入れたもの(容器)や包んだもの(包装)のうち、紙パック以外の紙製のものが対象となります。
- ・汚れを落とし、水気を切ってから出してください。
- ・汚れがとれないものは、「燃やせるごみ」へ出してください。
- ・たたんでつぶして、出してください。(袋に入れて出す場合は、紙袋(プラスチック製の取っ手は取り除いたもの)を使ってください。)

このマークが目印です→



対象になるもの(例)

紙箱、カップ、ふた、内側が銀色の紙パック、台紙、紙袋、包装紙、紙缶

② 紙パック

- ・牛乳パックなど、内側が白色の紙パックが対象です。
- ・ふたや注ぎ口のプラスチック等は必ず外してください。
- ・中を水洗いし、切り開いて乾かしてから出してください。

このマークが目印です→



③ 古紙類(新聞、ダンボール、雑がみ)

- ・紙ひもで十字に縛ってください。(ビニールひもは使わないでください。)

新聞	チラシも一緒に出せます。	このマークが目印です→	
ダンボール	間に波形の芯が入っているもの。		
雑がみ	雑誌、本、パンフレット、コピー用紙など。 シュレッダー紙は無色透明袋に入れて出してください。		

- ・【注意】出してはいけないもの(「燃やせるごみ」へ)

防水加工された紙、窓あき封筒、カーボン紙、感熱紙(レシート)、圧着ハガキ、写真

④ ペットボトル

- ・清涼飲料・調味料・酒類のボトル容器で、マークの中に「1」が表示されたものが対象です。
- ・中を水洗いし、水気を切って、つぶさずに、出してください。
- ・汚れがとれないものや切断されたものは、「燃やせるごみ」へ出してください。
- ・キャップとラベルは外して「プラスチック製容器包装」へ出してください。

このマークが目印です→



⑤ **缶**

飲料や食品が入っていた缶のうち、一辺15cm以内の角缶、容量30以内の缶が対象です。

このマークが目印です→



- 中を水洗いし、水気を切ってから出してください。
- 金属製のふたは、外して本体と一緒に出してください。
- 【注意】出してはいけないもの（「燃やせないごみ」へ）

一辺15cm超の角缶、容量30超の缶、飲料や食品以外の缶、汚れている缶

※自治会により、アルミ缶とスチール缶を分別するなどルールが異なる場合があります。
自治会のルールに従ってください。

⑥ **びん類**

- 食品・化粧品・医薬品（飲み薬・塗り薬）が入っていたびんが対象です。
- 無色、茶色、その他の色に分別して出してください。
- ワインなどの口元に残る金属、めんつゆ・ぼん酢などのふたは、無理に取り除く必要はありません。
- 汚れがとれないびんは、「陶磁器・ガラス類」へ出してください。
- びん類の金属製のふたは、「燃やせないごみ」へ出してください。
- 一升びん、ビールびん、牛乳びんなどのリターナブルびんは、できるだけ販売店へ返してください。

(2-2) **危険ごみ** 【月1回】

① **スプレー缶類**

完全に使い切って、ガス抜きと穴あけを行ってください。

② **乾電池類**

使い切り電池、ボタン電池（コイン電池）、小型充電式電池

③ **水銀体温計**

ケースに入れたまま出してください。

④ **蛍光管**

- 丸型：直径45cmまで、直管型：長さ120cmまで。蛍光管のみを、集積場所にある専用の容器へ入れてください。
- 割れた蛍光管や電球（白熱電球・LED電球など）は、「陶磁器・ガラス類」へ出してください。

⑤ **ライター類**

- 使い捨てライター、大型ライター
- 完全に使い切ってから出してください。

⑥ **陶磁器・ガラス類**

- 食器、花びん、鏡、ガラス、電球など。
- 割れたものは、無色透明袋に入れてください。
- 【注意】出してはいけないもの

一辺が50cmを超えるもの（「粗大ごみ」へ）
瓦・ブロック・レンガ・タイル（埋立ごみ）へ（最終処分場へ持ち込み）

(3) 「燃やせないごみ集積場所」に出せるごみ

① 燃やせないごみ (不燃ごみ) (金属製品、家電製品、剪定木) 【月1回】

- ・ 一辺50cm以内のものに限ります。ただし、傘・金属棒は1mのものまで出すことができます。
- ・ 自治会によりルールが異なる場合がありますので、自治会のルールに従ってください。
- ・ 対象になるもの (例)

金属製品	一辺15cm超の角缶、容量3ℓ超の缶 調理器具 小さい金属類 (びんのふたなど) (無色透明袋に入れてください。) 塗料缶・オイル缶 (中身は空にしてください。) 針金 (2m以内に切って束ねてください。) 刃物 (刃の部分を布・新聞紙で包んで無色透明袋に入れてください。) ガス・石油器具 (灯油は完全に抜いて電池は外してください。)
家電製品	電話機、トースター、電子レンジ、ビデオ、電気かみそり、アイロン 電気・電池で動くおもちゃ・ゲーム機類 電気コード・ケーブル (コードを切断する必要はありません。) ※パソコン・携帯電話は、燃やせないごみに出さないでください。
剪定木 (切った木)	太さ10cm超20cm以内、長さ50cm以内のもの

※個人情報の保護が必要なパソコン・携帯電話は、小型家電回収ボックス (設置場所: 市役所、文化福祉会館、各出張所) に入れるか、クリーンセンターに持ち込んでください。

② 燃やせないごみ集積場所に出せる可燃性粗大ごみ (燃える大きなごみ)

- ・ 50cm以内に切ると、燃やせるごみへ出すことができる可燃性粗大ごみのうち、たたんでひもで縛り、防府市指定ごみ袋に入るもの限り、「燃やせないごみ」の集積場所に出すことができます。

たたんでひもで縛る。 ⇒ 防府市指定ごみ袋に1点のみ入れる。 ⇒ 「燃やせないごみ」集積場所へ出す。

- ・ 対象になるもの (例)
布団、シーツ、毛布、カーペット、お風呂の床マット、ブルーシート (ビニールシート)、カーテン、着物、ロングコート、特大スポーツバッグなど

(4) 粗大ごみ・一時多量ごみ等の有料収集 (事前予約制)

- ・ 料金: 100kgまで2,600円、100kgを超えたら10kg増すまでごとに260円。
家電リサイクル法対象品は1台ごとに2,400円。事前に郵便局でリサイクル料金 (メーカーにより異なります。) を支払い、リサイクル券を受け取ってください。収集時に必要となります。
- ・ ごみを分別して、収集車が入れる場所まで出してください。収集時の立会いをお願いします。
- ・ 事前予約制
防府市クリーンセンター 電話 (0835) 22-4742

(5) 市の処理施設への家庭ごみの持ち込み (無料)

- ・ 防府市クリーンセンター (防府市大字新田364番地)

燃やせるごみ、資源ごみ、危険ごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ（一辺50cm超えるもの）

受付時間 月曜日～金曜日 午前8時15分～午後4時30分

毎月第1日曜日 午前9時～午前11時（「燃やせるごみ」は持ち込むことができません。）

祝日、休日、年末年始の搬入できる日は家庭ごみ分別収集カレンダーを確認してください。

- 一般廃棄物最終処分場（防府市大字田島477番地）

埋立ごみ（瓦・ブロック・レンガ・タイルなど。一辺30cm以下のもの。）

受付時間 月曜日～金曜日 午前8時15分～午後4時30分

祝日、休日、年末年始はお休みです。

（6）防府市で処理できないごみ

- 家電リサイクル法対象品

エアコン、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫

※無料回収業者等への引き渡しは法律違反です。

処理方法

- ① 購入、買い替えをするお店に引き取りを依頼する方法

料金は、お店に聞いてください。

- ② 指定引取場所へ直接搬入する方法

リサイクル料金を郵便局で支払い（メーカーにより異なります。）、指定引取場所へ直接搬入してください。

（指定引取場所）梁川鋼材株式会社（防府市高倉二丁目6番5号） 電話（0835）23-7763

- ③ クリーンセンターへ指定引取場所への運搬を依頼する方法

リサイクル料金を郵便局で支払い（メーカーにより異なります。）、クリーンセンターへ搬入、又は自宅まで引き取りを依頼してください。

料金：クリーンセンターへ搬入する場合 1,400円

自宅まで引き取りを依頼する場合 2,400円

- リサイクルの仕組みがあるもの

バイク、消火器など

- 処理困難物

医療系廃棄物（注射器）、温水器、自動車部品、耐火金庫、タイヤ、廃油、塗料、農業用機器、農薬・劇薬、バッテリー、ピアノ、浴槽など

⇒販売店や専門業者へご相談ください。

【問合せ】

防府市クリーンセンター 電話（0835）22-4742

URL：<http://www.city.hofu.yamaguchi.jp/soshiki/16/>

4. - (11) 問合せ^{といあわ}

こま 困ったときはいつでも^{そうだん}相談してください。

(1) 防府市国際交流室 (Hofu City International Affairs Office)

住所^{じゅうしょ}：〒747-8501 防府市^{ほうふし} 寿^{ことぶき} 町 7-1

電話^{でんわ}：(0835) 25-2768

FAX：(0835) 25-2558

E-mail：suishin@city.hofu.yamaguchi.jp

(2) やまぐち外国人総合相談センター (Yamaguchi Multilingual Consultation Center)

山口県国際交流協会^{やまぐちけんこくさいこうりゅうきょうかい}の中^{なか}にあります。

多言語^{たげんご}で相談^{そうだん}できます。行政書士^{ぎょうせいしょし}や弁護士^{べんごし}にも^{むりよう}無料で相談^{そうだん} (問題^{もんだい}の解決^{かいけつ}のために話し合^{はな}ったり、他人^{たにん}の意見^{いけん}を聞^きいたりすること) ができます。

電話^{でんわ}：(083) 995-2100 (相談^{そうだん}専用^{せんよう})

(3) 山口県国際交流協会 (Yamaguchi International Exchange Association)

山口県国際交流協会^{やまぐちけんこくさいこうりゅうきょうかい}では、山口県^{やまぐちけん}に住む外国人^{がいこくじん}のサポートをしています。また、国際交流^{こくさいこうりゅう}・国際協力^{こくさいきょうりょく}・多文化共生^{たぶんかきょうせい}のイベントや講座^{こうざ}を開催^{かいさい}しています。

- 外国人^{がいこくじん}のための日本語^{にほんご}講座^{こうざ}
- 通訳^{つうやく}、翻訳^{ほんやく}サポーターの紹介^{しょうかい} (広く知らせる)
- 日本語^{にほんご}サポーターの紹介^{しょうかい} (広く知らせる)

山口県国際交流協会 (Yamaguchi International Exchange Association)

開館日^{かいかんび}：火曜日^{かようび}～土曜日^{どようび} (年末^{ねんまつ}・年始^{ねんし}、祝日^{しゅくじつ}は除く)

午前^{ごぜん}8時30分^じ～午後^{ごご}5時15分^じ

住所^{じゅうしょ}：〒753-0082 山口市^{やまぐちしみず} 水^{うめまち}の上^{ばん} 町^{ごう}1番^{みず}7号^{うえちようしゃ} 水^{みず}の上^{うえちようしゃ} 庁^{しや}舎^{3F}3F

電話^{でんわ}：(083) 925-7353

FAX：(083) 920-4144

E-mail：yiea.info@yiea.or.jp

URL：<https://yiea.or.jp/>